

基安労発 0902 第 2 号
基安化発 0902 第 1 号
平成 23 年 9 月 2 日

岩手労働局健康主務課長 }
宮城労働局健康主務課長 } 殿
福島労働局健康主務課長 }

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

化学物質対策課長

呼吸用保護具の配布について

3月11日に発生した東日本大震災の災害復旧作業に関し、崩壊・倒壊した建設物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去、がれき等の除去作業等に伴って発生する粉じんによる健康障害を防止するため、今般、フィルター交換式防じんマスク 50,000 個を調達し、下記により送付することとしました。ついては、対象事業者に対し、別添によりフィルター交換式防じんマスクを配布していただくようお願いいたします。

記

1 フィルター交換式防じんマスク配布数

- | | | |
|------------|-------|----------|
| (1) 岩手局労働局 | | 15,000 個 |
| (2) 宮城局労働局 | | 20,000 個 |
| (3) 福島局労働局 | | 15,000 個 |

担当：労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
中央労働衛生専門官 須藤 祥
業務係長 山口 久雄
Tel: (03)5253-1111(内線 5514)
直通(03)3502-6756
Fax:(03)3502-1598

策定：平成23年9月2日

フィルター交換式防じんマスクの配布要領

1 フィルター交換式防じんマスク配布のための準備

- (1) フィルター交換式防じんマスクは、あらかじめ各局から聴取した要望を踏まえ、調達先（以下「マスクメーカー等」という。）より直接、各局署あて（又は局のみ）に民間の宅配便等を利用して送付する。
- (2) できるだけ多くの労働者に防じんマスクが行き渡るよう、配布に先立ち、各局においては、記者発表（別紙1の例を参照のこと）、局のWEBサイトでの公表、関係団体に対して周知を依頼する等の方法により、できるだけ広く広報するものとする。

2 フィルター交換式防じんマスクの配布

(1) 配布の考え方

フィルター交換式防じんマスクは、無償で配布することとし、先に（社）日本保安用品協会を通じてメーカーから無償提供を受けて配布した使い捨て式防じんマスク25万枚と併せて、労働者の粉じんばく露防止対策を効果的に進めること。

ア フィルター交換式防じんマスクの配布先は、東日本大震災により崩壊・倒壊した建設物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去、震災によるがれきの除去作業等、東日本大震災からの復旧に関連して粉じんの発生を伴う作業に労働者を従事させる事業者とすること。

イ 配布先は、労働者数300人以下の中小規模企業を優先するものとする。

ウ 配布は、原則として上記ア、イ以外には配布のための基準を設けず先着順とすること。

(2) 具体的な配布方法

ア 配布は、原則として事業者に対し、行うこととする。具体的な方法としては、以下（ア）から（オ）までのような方法が考えられるが、この他にも実情に応じて柔軟に対応して差し支えないこと。また、配布することを目的として事業場を訪問する必要はないこと。

(ア) 局・署の窓口において希望する事業者へ配布

石綿障害予防規則第5条に基づく届出のあった企業から希望があった場合は、吹き付けられた石綿の除去作業等においては原則として電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等以外は使用できないこと（石綿則第14条第1項）を説明した上で配布すること。

(イ) 局・署によるがれき処理等の現場等へのパトロールに際し、防じんマスクの着用指導に併せて対象事業者を通じて配布。その際には、別紙2の複写式の申請書と必要数のフィルター交換式防じんマスクを持参すること。

(ウ) 局・署が行った集団指導等において配布を希望する参加事業者へ配布。その際には、別紙2の複写式の申請書とフィルター交換式防じんマスクを持参すること。また、前もって集団指導に参加する事業者に希望数を確認した上で、必要な数を集団指導の会場に持参するというやり方もあること。

(エ) 関係団体（建災防支部、県建設業協会、労働基準協会、産業保健推進セ

ンター等)に依頼して、その傘下事業場等へ配布、事務所に来訪する事業者へ配布。その際は、当該関係団体に対して、(3)アのとおり、申請書に必要事項を記載させた上で、受領票を渡すこと。また、当該関係団体に対しては、別紙3の配布記録も併せて渡し、配布先事業場名、配布個数等を記載させること。

(オ) その他、地方自治体等公的な機関(公的な発注者を含む)から協力が表明された場合には、局・署の判断により配布及び取りまとめを依頼して差し支えない

イ がれき処理作業等に当たる個人事業主、ボランティア等から配布の希望があった場合は、各局における必要数量を考慮しながら柔軟に対応して差し支えない。

(3) 必要な事務手続

ア 申し込み方法

配布に当たっては、フィルター交換式防じんマスクに併せて送付する複写式の申請書を使用して、配布先事業者に必要な事項を記入させ、受領する担当者に押印(又は自筆署名)させること。その際に、申請書に記載された注意事項等を説明するとともに、複写式用紙の2枚目を受領票として配布先事業者へ渡すこと。現在検討中の申請書及び受領票の案を参考で示すと、別紙2のとおりである。なお、(2)の(エ)又は(オ)の場合は、依頼した関係団体等による事業者名と配布数を記録したリストを添付することでも差し支えない。

イ 本省への報告

局・署においては、別紙2の1枚目である申請書を保管するとともに、別紙3の配布記録にとりまとめ、別途本省化学物質対策課あて郵送、FAX等により報告すること。また、(2)アの(エ)の場合においても関係団体から配布記録を受け取り併せて報告すること。なお、報告の時期は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------|
| ・平成23年12月28日までの分 | 平成24年1月15日まで |
| ・平成24年3月31日までの分 | 平成24年4月15日まで |

ウ 着用に関する手法の周知

配布に当たっては、取扱い説明書に従い、フィルター交換式防じんマスクの正しい装着、使用を行うよう周知すること。なお、(2)アの(ウ)の場合は、可能であれば着用の方法を直接教示すること。

エ 外部からの問い合わせへの対応

適宜、別紙4のQ&Aを参照して回答されたい。

(例)

別紙 1

報道関係者各位

平成 23 年〇月〇日	
〇〇労働局	
労働基準部長	〇〇 〇〇
健康安全課長	〇〇 〇〇
労働衛生専門官	〇〇 〇〇
(電話代表)	〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

平成 23 年東日本大震災による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について
～フィルター交換式防じんマスク (〇〇個) の無償提供を行います～

○ 建築物等の解体やがれきの処理等における労働者の粉じんへのばく露を防止するため、〇〇労働局 (局長〇〇 〇〇) では、労働局、労働基準監督署等を通して、フィルター交換式防じんマスク (〇〇個) を配布します。

○ 〇〇労働局 (局長〇〇〇〇) では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策に関し、現在、〇〇等によりその徹底を図っているところですが、今般、災害復旧工事における建築物等の解体、改修工事、がれき処理等での労働者の粉じんばく露防止対策を支援するため、関係事業者に対してフィルター交換式防じんマスク (〇〇個) の無償配布を行います。

記

配布及び貸付対象： (1) 震災により被害を受けた、建築物、工作物、船舶の解体除去その他震災に関連して粉じん作業を行う事業者 (労働者を雇用する者)
(2) 上記 (1) を会員とする事業者団体
(3) 震災に関して建築物、工作物、船舶等の解体除去等を発注する地方自治体

(2) または (3) にあっては配布予定企業数 × ●●個

配布方法：労働局、監督署 (●●署及び●●署を除く) (、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇) において配布

配布日時：〇月〇日：〇時〇分から (配布予定数がなくなるまで)

手続きの方法：局署等においている所定の申し込み用紙に必要事項を記入して指定の窓口にご提出ください。申し込みの受理後、受領票とフィルター交換式防じんマスクをお渡しします。

厚生労働省支給品 フィルター交換式防じんマスク 申請書

数量	個
使用上の注 意事項	・別添の取扱説明書に記載した「警告」ならびに「使用上の注意事項」を参照ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この防じんマスクは、東日本大震災の災害復旧工事に伴って発生する粉じんのばく露を防止するために、労働者に着用させてください。 ・この防じんマスクは放射線業務に使用することはできません。 ・本支給品は、対価を得て第三者に譲渡してはいけません。

使用上の注意事項及びその他の注意事項を遵守し、労働者に使用させます。

平成 年 月 日

事業者名

所在地

受領者職氏名

印

電話連絡先

労働基準監督署長 殿

厚生労働省支給品 フィルター交換式防じんマスク 受領票

数量	個
使用上の注意事項	・別添の取扱説明書に記載した「警告」ならびに「使用上の注意事項」を参照ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この防じんマスクは、東日本大震災の災害復旧工事に伴って発生する粉じんのばく露を防止するために、労働者に着用させてください。 ・この防じんマスクは放射線業務に使用することはできません。 ・本支給品は、対価を得て第三者に譲渡してはいけません。

申請を受理しました。使用上の注意事項及びその他の注意事項を遵守し、労働者に使用させてください。

平成 年 月 日

事業者名

所在地

受領者職氏名

印

電話連絡先

労働基準監督署長

フィルター交換式防じんマスク配布記録

	事業場名等	業種	労働者数	配布日	配布個数
1	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
2	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
3	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
4	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
5	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		

6	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
7	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
8	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
9	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		
10	事業場名 所在地 Tel: () 担当者名	1. 建設業 2. 廃棄物処理業 3. 造船業 4. その他	① 300人以下 ② 300人超		

注: 「業種」「企業規模」の項目は該当する番号を○で囲むこと。

フィルター交換式防じんマスクの配布Q&A

Q1 今回、フィルター交換式防じんマスクを配布する目的はなんですか。

A1 今後、震災の復旧が進む中で、被災した建築物の解体やがれき処理に従事する労働者が粉じんにはばく露するおそれがあるため、その防止対策として配布するものです。

Q2 フィルター交換式防じんマスクは、事業者でないともらえないのでしょうか。復興作業に当たるボランティアからも希望があるのですが。

A2 原則として、労働者の方々の健康障害防止を目的に配布させていただきますので、労働者を雇用する事業者を念頭においております。しかしながら、労働者と同様にがれき処理作業にあたる個人事業主やボランティアの方からの要望があった場合には柔軟に対応したいと思います。

Q3 今回配布するフィルター交換式防じんマスクは、石綿や、放射能を帯びた粉じん等にも有効なのでしょうか。

A3 今回配布するフィルター交換式防じんマスクは、石綿を取り扱う作業については一定の作業を除いて有効ですが、建築物の解体などの作業では原則として電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用しなければならない場合もあります。放射能を帯びた粉じんに対しては、使用しないでください。

Q4 フィルター交換式防じんマスクの交換用フィルターは、配布してもらえるのでしょうか。

A4 交換用フィルターに関しては、配布を行っておりませんので、メーカー等から購入するようにして下さい。

Q5 フィルター交換式防じんマスクは、労働者が着用さえしていれば安心なのでしょうか。

A5 保護具は、呼吸用保護具に限らず正しく着用しなければその効果は発揮できません。労働者に対して、マスクの取り扱い説明書に従い、正しい装着、使用を行うよう教育・訓練を行ってください。

Q6 被災地における作業が終了しました。防じんマスクを譲渡しようと思いますが、可能でしょうか。

A6 無償での譲渡は可能ですが、対価を得て第三者に譲渡することは禁止です。